

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市がインターネット上に公開している茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイトへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイトに掲載する広告は、バナー広告（インターネットのホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とし、バナー広告から遷移するホームページの内容（以下「広告の内容」という。）が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) 主に労働者の募集に係るもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (10) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (13) 世論が大きく分かれているもの
- (14) 個人の宣伝に係るもの
- (15) 市政運営に支障があると認められるもの

(16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの

(17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイトを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイトの市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 画面表示は、上下60ピクセルで、左右168ピクセルであること。

(2) データ量は、40キロバイト以内であること。

(3) データの保存形式は、電子計算機で描いた画像又はファイルに読み込んだ画像を圧縮して保存する形式によること。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、月額1,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、1箇月を単位とし、12箇月までとする。

2 掲載期間は、掲載開始同一年度末月を限度とする。

3 掲載期間について、法定点検及び災害による茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイトの公開の中断に伴う期間の延長は認めない。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第7条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市区町村民税を滞納している者（個人にあつては、独立して自ら事業を営む者に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイトに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告の掲載を受けようとする者は、掲載を希望する日の3月前から1月前までに、書面にて市長に申し込まなければならない。

2 広告掲載に係る契約は、書面または電磁的措置により行うものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主(広告掲載に係る契約を締結した広告主に限る。以下同じ。)は、市長の指定する期日までに、掲載期間に係る掲載料を一括して納付しなければならない。

2 市長は、特別に必要があると認めるときは、前項に規定する掲載料の納付を免除することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、第4条に規定する規格により広告の原稿を作成し、市長の指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第12条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(契約の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

(1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第7条第2号に該当すると認められるとき。

(3) 広告主が第9条の規定に違反して市長の指定する期日までに掲載料を納付しないとき。

(4) 広告主が第10条の規定に違反して市長の指定する期日までに広告の原稿を提出しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の契約を解除したときは、書面により広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第14条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

(1) 第12条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき（掲載期間開始前に限る。）。既納の掲載料の額の全額

(2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告の契約を解除したとき（その事由が広告主の責めによらないときに限る。）。既納の掲載料の額のうち市長が広告の契約を解除した日から掲載期間の末日までの期間（その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）に係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。